

廃棄物減量等推進員ハンドブック



クルンちゃん

(ごみ減量・再資源化キャラクター)



グルンさま



リフューズちゃん

(ことわる)



リデュースちゃん

(へらす)



リユースちゃん

(再使用する)



リサイクルちゃん

(再生利用する)

浦安市役所 ごみゼロ課

平成 30 年 4 月 発行

ハンドブック 目次

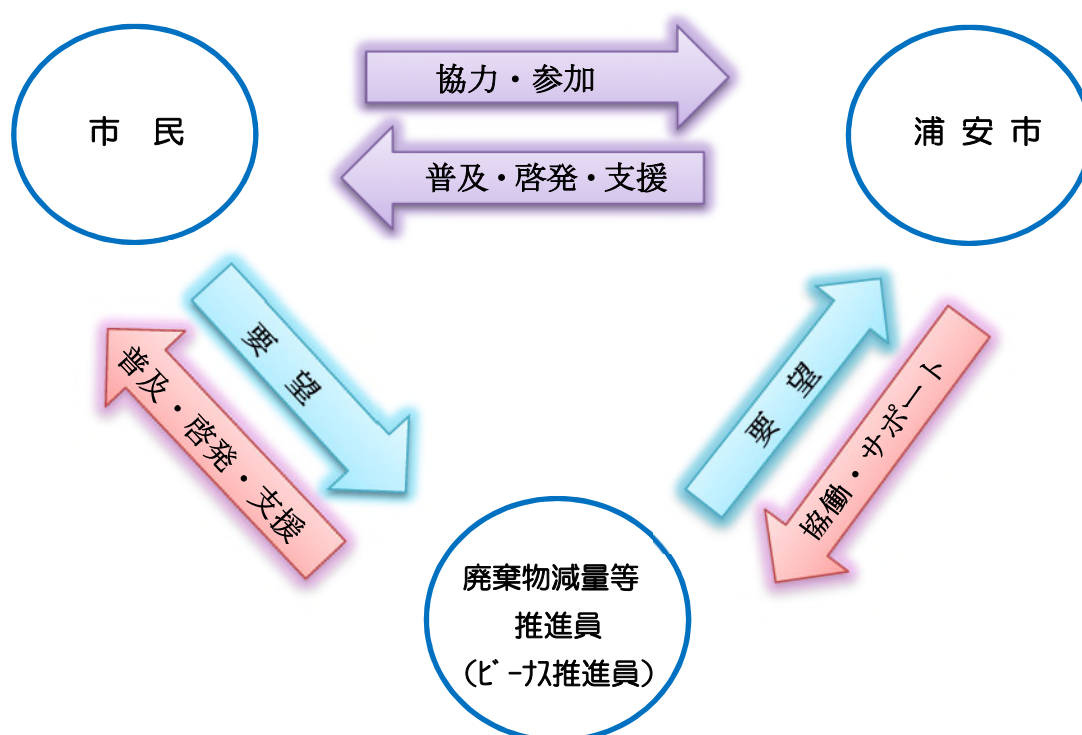
- 廃棄物減量等推進員（ビーナス推進員）とは・・・P1
- ビーナス推進員制度の目的・・・P2
- ビーナス推進員の役割と活動内容・・・P3
- ビーナス推進員が行う市の活動・・・P4
- 浦安市の取り組み・・・P5
- ごみゼロ課のおもな事業・・・P6
- キャラクター紹介・・・P9
- 推進員の皆さんに知っておいてほしい事・・・P10
- 資源物とは？・・・P14
- 浦安市廃棄物減量等推進員活動要綱
- 推進員変更届

廃棄物減量等推進員（ビーンズ推進員）とは？

地域と市を結ぶパイプ役として、ごみの減量・リサイクルを推進するリーダーです。

ビーンズ推進員の方々には、浦安市と協働し、市民の皆さんに対するごみ減量の啓発や地域での自主的な減量・リサイクル活動の実施に取り組んでいただきます。

なお、廃棄物推進員は自治会の会長から推薦していただき、市長からの委嘱を受けています。



廃棄物減量等推進員（通称：ビーンズ推進員）は、市の一般廃棄物の減量対策を実効性のあるものとするを目的に、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）改正により（平成3年）創設されたものです。

本市では、浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、各自治会の推薦により、委嘱しています。

そのため、市が開催する連絡会や研修会に参加して自らごみ問題を意識し、地域と市を結ぶパイプ役としてや、地域のごみ問題のリーダーとしての活躍が期待されます。

ビーナス推進員制度の目的

みんなにもっともっと「ごみ」のことを考えてほしいのです

高度成長期以前は、今ほど物が豊かな経済環境ではなく、どんな物でも大切でした。着古したシャツは雑巾にしたりして使いました。

その後の経済成長・技術革新によって、私たちの生活様式は変わってきました。今、私たちは大量生産された物に囲まれた生活をしており、「いらぬ物は捨てればよい」という意識が浸透し、使い捨て商品の氾濫など、いやおうなく大量のごみが作られています。

みんながもっともっと意識を持たないと問題は解決しません

物があまり作れず、どんな物も大切だった時代においては、「リサイクル」ということをあまり意識しなくても、生活環境から当然にリサイクルが図られていました。

現在のように、物があふれている社会において、ごみを減らし、再利用やリサイクルを図っていくことは簡単ではありません。一人ひとりが「ごみ減量」の意識を持たない限り今の生活は変わっていきません。

ビーナス推進員は地域のごみ問題のリーダー

大量に物を生産し、消費し、廃棄するという現在のような生活様式を続けられれば、天然資源を利用して大量の廃棄物にしてしまい、地球規模の環境にまで影響を与え、放っておくと生物が住めない地球になってしまいます。

私たちは、地球環境に負荷をかけない生活をしていくために、どうすればよいのかをみんなでも考えなければなりません。

※ビーナス推進員は通称名で、正式名称は「廃棄物減量等推進員」です。

ビーナズ推進員の役割と活動内容

ビーナズ推進員になった皆さんは、「ごみの減量化やリサイクルの意識啓発をすることも、具体的に何をすればいいのか？」とお思いのことでしょう。市が皆さんにお願いしたいこと、どんな活動をしていただきたいか、ということをご簡単に説明します。

(1) 分別収集の徹底のための住民への協力要請

各地域にお住まいの皆さんにごみ減量を工夫し、実践していただくためには、一人ひとりにごみ減量やリサイクルの重要性を十分に理解していただく必要があります。地域での集まりの機会を通じ「ごみの話」をする場を設定してください。要請に応じて市が説明に行きます。

- ①自治会会員への回覧、掲示板等による分別徹底の呼びかけ
- ②分別排出等、ごみの排出が不適正な地点の調査及び報告
- ③びん・缶・ペットボトル分別収集地点、コンテナ等状況調査及び報告

(2) 地域活動のリーダー的存在

地域のごみ問題について、推進員はリーダー役として解決に向けた活動をお願いしたいのです。もちろん、市も協力します。

- ①自治会まつりなど、イベント時に排出されるごみの管理や指導
- ②不法投棄の通報・連絡
- ③資源回収等の実施の検討や担当者との相互協力など
- ④転入されて新しく市民となった方に、ごみの分別方法や出す曜日、収集場所や利用方法などの周知

(3) 市が行う住民に対するPR活動への協力

市では、ビーナズ推進員を対象とする連絡会や研修会を年に数回開催します。ごみ処理の現状や問題点等、一般廃棄物の減量・再資源化の促進のための知識を学んでいただきたいと考えています。

- ①ごみ減量に関するイベントや連絡会、研修会への参加及び協力要請
- ②自治会会員への広報

※引っ越しなどで推進員の変更があった場合、「推進員変更届」(最終ページ)の提出が必要になります。

ビーナス推進員が行う市の活動

《2年間のおもな活動予定》

～1年目～

7月	委嘱状交付式、第1回連絡会
9月	研修会
11月	浦安市クリーンセンター及びビーナスプラザ見学
1月	研修会
3月	第2回連絡会

～2年目～

5月	第3回連絡会
6月	環境フェアへの参加
9月	研修会（施設見学）
1月	研修会
3月	第4回連絡会

※上記活動予定の回数、開催月及び内容は変更となる場合があります。



研修会の様子



環境フェアの様子



見学会の様子

※自治会が主催するすべての「おまつり（イベント）」を開催するにあたり、どのようなごみ減量の取り組みをされるのか、どれくらいごみの減量ができたかを調査票及び報告書にてお知らせいただいております。各様式はごみゼロ課にあります。ごみの排出の有無に関係なくご提出ください。

- **ごみの減量・再資源化の活動は、地域ぐるみで取り組む必要もあります。**自治会等の役員会でご相談いただき、会員の皆様への周知をお願いいたします。

浦安市の取り組み

本市では、「3R」にもうひとつの「R：リフューズ：断る」を優先して取り入れた「4R」でごみ減量に取り組んでいきます。

★4Rクルンちゃんが推進キャラクターです。

■ 浦安市の第1のR Refuse（リフューズ） [断る]

Refuse（リフューズ）、つまり断ることです。

ごみになるものを家庭に持ち込まない。不必要なものは買わない、断る。これこそが真の「エコライフ」の心得ではないでしょうか。
不必要なものが無ければ、ごみは発生しないという考え方です。

+

■ 第2のR Reduce（リデュース） [発生抑制]

Reduce（リデュース）、つまり減らすことです。

できるだけごみを出さない生活をする。ごみを発生源から断ち、ごみになるものを減らすという考え方です。

■ 第3のR Reuse（リユース） [再使用]

Reuse（リユース）、つまり何回も繰り返し使うことです。

ものは、貴重な地球資源からできています。
繰り返し使用し、壊れたら修理をし、不要になれば人に譲る。
ものを大切にすれば、ごみも減って地球温暖化防止に役立ちます。

■ 第4のR Recycle（リサイクル） [再資源化]

Recycle（リサイクル）、つまりごみの再資源化です。

最終手段です。ごみを原材料として再生利用するのです。
当然のことながら、焼却や埋め立ては、地球環境にも著しい負担をかけることとなります。
ただ、この「R」も、ごみの分別なくしては成り立ちません。
住民の皆さんがきちんとごみ分別ルールにしたがうことができるよう、ビーンズ推進員の皆様方のご協力が不可欠となるところです。

ごみゼロ課のおもな事業

～ビーナス計画～

市・市民・事業者によるごみ減量・再資源化に取り組むため、平成3年から始まった啓発プロジェクトです。

「ビーナス計画」の「ビーナス」とは、「VENOUS」とつづれば「静脈の」という意味で「静脈」は老廃物や二酸化炭素を含んだ血液を循環させる役目を担います。

つまり「ビーナス（静脈）」とは、社会の動脈（生産や流通、消費）が生み出すごみを資源として再び蘇らせ、循環させる仕組みを構築したいという思いが込められています。

また、「VENUS」とつづれば「愛と美の女神・ビーナス」という別の意味になり「静脈システム」を確立して、「ビーナス」のように美しい街を作ろうという願いも込められています。

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 気持ちの参加 | 2. できることへの参加 |
| 3. システムづくりへの参加 | 4. システム運用への参加 |

①ごみ減量啓発活動

様々なイベントや行事に参加し、ごみ減量の啓発活動を実施します。

②おでかけビーナス

ごみ問題についてみなさんと一緒に考える出張講座を行っています。自治会や学校等の団体へ伺い、市のごみ減量・リサイクルに関して説明いたします。

また、ごみ減量・再資源化キャラクター（クルンちゃん・グルン）を活用した「クルン・グルン劇場」や4Rを題材とした「4R体操」等も行っていきます。

③資源回収事業奨励補助

資源回収(集団資源回収)とは、自治会や子ども会・PTAなどが世帯の協力を得て、自主的に行っているリサイクル活動です。(現在119団体) 現在、1kgあたり7円の補助金を各団体に補助しています。

資源回収事業(集団資源回収)に積極的に参加して、**ごみの減量とリサイクル活動**の輪を広げていきましょう。

★資源回収事業（集団資源回収）と行政回収ってどう違うの？★

【集団資源回収】＝団体が定期的に行う回収

自治会・子ども会・PTAなどの団体が世帯の協力を得て、資源となる古紙・布・飲料用紙パックなどを決められた日時に決められた場所（ステーション）に集め、自治会が直接契約した資源回収業者が回収、資源問屋へ売却する方法です。この活動はごみ減量・再資源化に非常に効果的なことから、この活動を支援するために、資源物の回収量に応じて市から補助金を支給しています。

【行政資源回収】＝市が毎週行う回収

毎週の「びん・缶・ペットボトル・紙類」を行政（浦安市）が収集業者に委託して収集、クリーンセンターでまとめた後、それぞれの処理施設に運搬しています。お住まいの地区の収集日に排出してください。

※こちらは自治会への補助金はありません！！



④エコショップの認定

市民のみなさんにも取り組んでいただいているごみの減量やリサイクルなどに市では小売販売店にも取り組んでいただいています。

「エコショップ」として認定し、レジ袋の削減や資源物の店頭回収、ばら売りや量り売りなど環境に配慮した販売をしていただいています。

⑤廃食油・古着・古布の回収

古くなった食用油を回収して石けんにリサイクルします。

また、古着・古布は回収後、選別されリユース&リサイクルします。

回収日は原則的に偶数月が第2日曜日、奇数月が第2水曜日となります。

回収場所は市役所・各公民館となりますが、各公民館については偶数月のみ実施しています。時間は10時から15時までです。

※収集日については変更になる場合もありますので、広報うらやす（毎月1日号）またはホームページでご確認ください。

⑥使用済み小型家電の回収

資源の有効利用を目的とし、小型家電の部品に含まれるレアメタルなどの希少金属類をリサイクルしています。

回収場所は市役所・各公民館のほか、ビーナスプラザや総合体育館等に専用のBOXを設置しています。

⑦飲料用紙パック・白色発泡トレイ・紙製容器包装の回収

「ごみ」として排出されてしまいがちな紙資源物や食品トレイを回収し、リサイクルしています。

回収場所は市役所・各公民館のほか、総合福祉センター等に専用のBOXを設置しています。

<キャラクター紹介>



浦安市ごみ減量・再資源化キャラクター「**クルンちゃん**」

平成5年12月15日生まれ。頭のリボンはごみ袋を縛った結び目でできています。



クルンちゃんのライバル「**グルンさま**」

ごみ大好き。クルンちゃんのを盗んでごみの王国を作ろうと必死です。

4Rクルンちゃん（4人が並ぶときは、いつもこの順番。できることをすべてして、最後にリサイクルちゃんの出番です。）



ムダを断る「**リフューズちゃん**」

ムダな包装などをキッパリ断るリフューズちゃんは、強い意志の持ち主です。



ごみを出さない「**リデュースちゃん**」

ごみを出さないリデュースちゃんは、いつもマイボトル、マイバッグを持ってお出かけします。



モノを大切にする「**リユースちゃん**」

モノを大切にするリユースちゃんは、修理したり、人に譲ったりして、捨てない工夫をします。



くり返し使う「**リサイクルちゃん**」

再び製品として生まれ変われるよう資源を分けて出します。

推進員の皆さんに知っておいてほしい事

●ごみ・資源物の適正な排出について

本市のごみは燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物・有害ごみ・粗大ごみの5種類となります。それぞれのごみを分別し、適正な排出方法によりお住まいの地区の収集日に排出してください。出し方や収集日については、市の啓発冊子「ごみと資源物の分け方・出し方」や市のホームページでご確認ください。

ごみ・資源物は収集日の**午前7時から8時**の間に排出してください。

●排出場所について

本市のごみの排出は、資源物を除き、各戸排出となりますので、戸建にお住まいの方は家の前に排出となり、集合住宅の方は、敷地内の定められた集積所に排出となります。なお、地域性の問題から、一部、地域の集積所を設け、何世帯かまとめて排出する場所もあります。

●違反ごみの取り残しについて

分別ができていないごみや出す日が違っているごみ等は**警告シール**を貼り、排出された方に周知するため1~2週間程度取り残しています。

●自治会における夏まつりなどのイベントごみについて

イベントごみの排出は事前に**調査票を提出**していただきます。提出がない場合、収集できないことがありますのでご注意ください。

◎必要であれば資源物を分別する際に使用する「コンテナやネット」、ごみの減量を図る「あき缶つぶし機」を貸し出しいたします。
開催日の2週間前までにごみゼロ課に調査票を提出してください。

※あき缶つぶし機については数に限りがありますので、時期により貸し出しできない場合もあります。事前にお問い合わせください。

●リサイクル対象品

1. 小型充電式電池・・・資源有効利用促進法によってメーカーでの回収・リサイクルが義務付けられています。電気店等のリサイクル協力店の回収BOXへお持ちください。
(ニカド電池、リチウム電池等)
2. ボタン電池・・・ボタン電池に関しては性能面・品質面の理由から今なおごく微量の水銀が使用されており、現時点では完全な無水銀化は実現していません。使用済みとなったボタン電池は家電販売店等にあるボタン電池回収缶へ入れてください。
3. 携帯電話・・・スマートフォン
有用資源をできるだけ有効利活用するために、これら端末の回収・再資源化が求められています。
4. 使用済みインクカートリッジ・・・一部のメーカーと日本郵政グループが共同で「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」として回収しています。

●市では、収集・処理が出来ないもの

《家電リサイクル法対象品》・・・メーカーで回収・リサイクル

家電リサイクル法の対象となる家電(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機)は、市では処理できません。下記の1～4の方法で適切な処理をお願いいたします。

1. 新しく購入するお店で古いものの引き取りを依頼
2. 処分する商品を購入したお店に引き取りを依頼

3. 廃家電受付センター（390-0530）に引き取りを依頼
＜手順＞
郵便局でリサイクル料金を払い込み、家電リサイクル券を受け取る



廃家電受付センターに電話にて収集依頼をします。



「家電リサイクル券」に収集運搬料金を添えて収集業社に引き渡してください。

4. 家電メーカーの指定取引場所に持ち込む
＜手順＞

郵便局でリサイクル料金を払い込みます。
（事前にメーカーと大きさを控えてください）



「家電リサイクル券」を添えて下記の指定した場所に搬入してください。

MDロジスフィールドサービス（株）市川営業所
市川市塩浜3-12 047-395-2549



《パソコンの処理》

家庭で不用になったパソコンはパソコンリサイクル法によりメーカーで回収・リサイクルを実施しています。

詳しくは「一般社団法人パソコン3R推進協会」でご確認ください。

03-5282-7685

受付時間 月～金 9～12時・13～17時

ホームページ <http://www.pc3r.jp/>



《オートバイ(原付バイク含む)の処理》

二輪車メーカーの自主的な取り組みによって「二輪車リサイクルシステム」の運用が2004年10月より開始され、メーカー等で回収・リサイクルを実施しています。

処分する場合は「廃棄二輪車取扱店」へ持ち込んで依頼してください。

ホームページ <http://www.jarc.or.jp/motorcycle>

《処理困難物》

- 消火器（浦安市貸与の消火器は、消防本部へ）
- プロパンガスボンベ
- 灯油・ガソリン・オイル
- バッテリー・タイヤ
- 自動車部品
- ピアノ・ボウリング玉
- 耐火金庫
- 石
- 土
- トナー（プリンターレーザー方式）
- 農薬・劇薬類・薬品類
- 建築廃材（ブロック、レンガ、土砂、大型木材、コンクリート等）など

以上のものはそれぞれ、購入店やメーカーにご相談ください。

資源物ってどんなもの？

下記 6 品目は「ごみ」ではなく「資源物」として収集しています。

☆紙類は 3 種類に分けて！

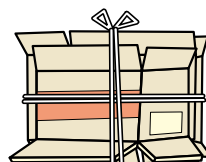
新聞紙（折込チラシ含む）

- ◎ひもで十字にしぼる。
- ◎ポリ袋や新聞販売店の袋に入れない。



段ボール

- ◎箱は開いてたたむ。
- ◎ひもで十字にしぼる。
- ◎粘着テープ（ガムテープなど）、発泡スチロール、ビニールなどの異物を取り除く。



※ダンボールかどうかは断面を見て判断

○断面に波状の紙が見える→ダンボールに該当

×波状の紙は入っていない→雑誌・その他の紙に該当

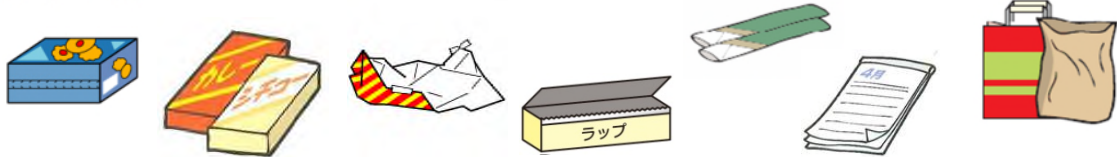
雑誌・その他の紙

- ◎ひもで十字にしぼる。
- ◎紙以外のもの（ビニールや金属類など）は取り除く。
- ◎はがき、紙片などの小さい紙類は、封筒などに入れ、雑誌に挟むか、紙袋に入れる。



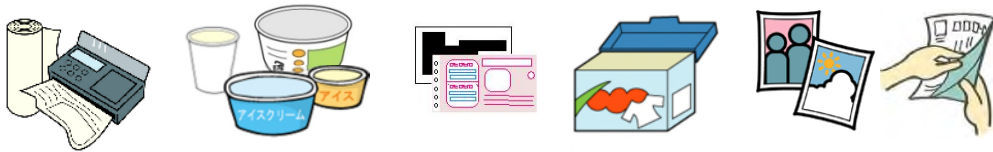
その他の紙とは・・・

お菓子の箱、食品の箱、ポストに入っているチラシ、包装紙、箸袋、カレンダー、ティッシュの箱（ビニールは取る）、封筒（フィルムは取る）、ラップの芯、メモ用紙、トイレトペーパーの芯 など



資源にならない紙（禁忌品）は、燃やせるごみ

ビニールコート紙、捺染紙（アイロンプリント）、圧着はがき（親展はがき）、芳香紙、匂いのついた紙（石鹸、洗剤、線香の紙箱等）、油のついた紙、合成紙、防水加工紙（紙コップ、紙皿、カップ麺やヨーグルトの容器等）、カーボン紙、ノーカーボン紙、感熱紙（ファックス用紙、レシート等）、金・銀等の金属が箔押しされた紙、印画紙の写真、インクジェット写真、プリント用紙、写真、和紙、半紙（墨汁がついたもの） など



びん

- ◎飲料、食料、飲み薬、化粧用のびん、ペットフードのびん
- ◎ふたを取り、中を軽く水洗いする
- ◎びん専用コンテナに寝かせて入れる




間違えやすいもの⇒これらは「燃やせないごみ」

食用油の入っていたびん、哺乳びんなどの耐熱ガラス製品、グラスなどのガラス製品、マニキュアなどのすすいでも汚れの落ちないびん



缶

- ◎  マークがついているもの
- ◎ 飲料、食料用の缶、ペットフードの缶
- ◎ 中を軽く水洗いし、つぶす
- ◎ 缶専用コンテナに入れる



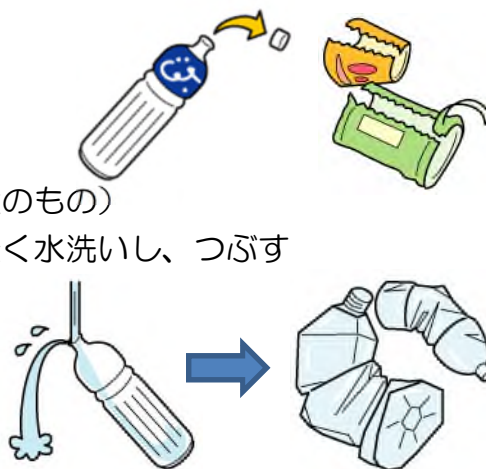
間違えやすいもの⇒これらは「燃やせないごみ」

食料用油の入っていた一斗缶、食料用以外のオイルが入った缶、卓上用コンロ用ガスボンベの空き缶、ヘアースプレーなどの空き缶 など



ペットボトル

- ◎ 飲料、食料用のペットボトル（ボトル形状のもの）
- ◎ キャップをとり、ラベルをはがし、中を軽く水洗いし、つぶす
- ◎ ペットボトル専用ネットに入れる



間違えやすいもの⇒これらは「燃やせるごみ」

マヨネーズ、ケチャップ、ソース、シャンプー、リンス、洗剤等の容器、卵パック、ドレッシングのプラスチック容器 など



浦安市廃棄物減量等推進員活動要綱

平成 7 年 6 月 1 3 日 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 6 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第 2 条 条例第 8 条第 2 項に規定する一般廃棄物の減量のための市の施策への協力その他の活動は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の排出時の分別の徹底並びに一般廃棄物の適正排出の状況の把握及び協力要請に関すること。
- (2) 不法投棄に関する市への通報、連絡等に関すること。
- (3) その他一般廃棄物の減量及び適正処理の推進並びに生活環境の清潔の保持に関し市が行う啓発活動等の施策への協力に関すること。

(連絡会)

第 3 条 推進員相互及び市の情報交換等を図るため定期的に推進員連絡会を開催するものとする。

(定員)

第 4 条 推進員は、浦安市自治会及び自治会連合会運営費補助金交付要綱（昭和 55 年告示第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する自治会（以下「自治会」という。）に **5 名を限度として**置くものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(任期)

第 5 条 推進員の任期は、2 年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第 6 条 推進員は、自治会の会長が推薦した者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(通称)

第 7 条 推進員の通称は、ビーナス推進員とする。

(報償)

第 8 条 推進員に、予算の範囲内において報償品を支給する。

(解任)

第9条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 担当する地区又は区域外に転居し、又は転出したとき。
- (2) 病気その他の理由によりその役割を果たすことができなくなったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員の活動に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月13日から施行する。

附 則 (平成8年6月20日決裁)

この要綱は、平成8年6月20日から施行する。

附 則 (平成28年2月8日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

推 進 員 変 更 届

年 月 日

浦安市長 様

浦安市
会 長

自治会

浦安市廃棄物減量等推進員を次のとおり変更いたします。

変更前			変更後		
1	住 所		住 所		
	ふりがな		ふりがな		
	氏 名		氏 名		
	/		生年月日		
			連絡先		
メールアドレス				@	
2	住 所		住 所		
	ふりがな		ふりがな		
	氏 名		氏 名		
	/		生年月日		
			連絡先		
メールアドレス				@	
3	住 所		住 所		
	ふりがな		ふりがな		
	氏 名		氏 名		
	/		生年月日		
			連絡先		
メールアドレス				@	
4	住 所		住 所		
	ふりがな		ふりがな		
	氏 名		氏 名		
	/		生年月日		
			連絡先		
メールアドレス				@	
5	住 所		住 所		
	ふりがな		ふりがな		
	氏 名		氏 名		
	/		生年月日		
			連絡先		
メールアドレス				@	